

議事日程第3号

令和3年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和3年6月23日（水）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

- 日程第1 陳情書第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費
国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022
年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
（審査結果について、文教産業常任委員長報告）
- 日程第2 議案第32号 令和3年度錦江町一般会計補正予算（第2号）について
（町長提出）
- 日程第3 議案第33号 錦江町小災害り災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金
の支給に関する条例の一部を改正する条例について
（ ” ）
- 日程第4 議案第34号 錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例及び錦江町個人情報保護条例の一部を改正する条例に
ついて
（ ” ）
- 日程第5 議員の派遣について
- 日程第6 委員会の閉会中の特定事件の調査について
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

追加日程「第3号の追加1」

令和3年第2回 錦江町議会定例会追加議事日程

令和3年6月23日（水）午前10時開議

日程第1 発委第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育
費国庫負担制度拡充に係る意見書について

提出者 錦江町議会文教産業常任委員会

委員長 厚ヶ瀬 博文

令和3年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和3年6月23日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	坪内 裕二郎	産業振興課長	宮 園 守
政策企画課長	高 崎 満 広	観光交流課長	福 園 奈 美
未来づくり課長	中 島 裕 二	住民生活課長	舞 原 利 博
健康保険課長	猪 鹿 倉 勝 志	農業委員会事務局長	落 司 毅
介護福祉課長	池 之 上 和 隆	教 育 課 長	今 熊 武 朗
住民税務課長	川 路 洋 志	財政管財係長	山 王 洋 介
会 計 課 長	永 吉 和 幸	総務課総務チームリーダー	菖 蒲 洋 二
建 設 課 長	岩 下 和 文		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨 尾 俊 一		

令和3年 第2回 錦江町議会定例会

令和3年6月23日（水）午前10時00分

錦江町議会議場

	(開 会・開 議)
笹原議長	これから本日の会議を開きます。ここで、欠席届につきまして、荒木産業建設課長から、本会議欠席の届け出がありました。報告いたします。
	(日 程 報 告)
笹原議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 陳情書第1号
笹原議長	日程第1、陳情書第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。本件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。厚ヶ瀬文教産業委員長。
	(厚ヶ瀬文教産業常任委員長、登壇)
厚ヶ瀬文教産業常任委員長	<p>おはようございます。報告いたします。</p> <p>文教産業常任委員会、陳情書審査報告について、報告いたします。当委員会に付託された、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。</p> <p>審査の期日につきましては、令和3年6月15日に陳情の審査の充実を図るため、説明員として、教育長、教育課長及び指導主事の出席を求めて審査を行いました。</p> <p>まず、陳情の1点目は、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること、また、さらなる少人数学級について検討することです。学級編制、教職員定数に関する制度、基準については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障する目的で定められており、具体的な定数の基準については、県で定められています。令和3年4月から、義務教育標準法の改正により、これまでの小学校の学級編制の標準が、40人から35人に引き下げられ、既に1年生は35人となっているので、本年度の2年生から順次引き下げられ、令和7年度には、小学校全学年が35人に引き下げられることとなります。県においては、国の公立小中学校教職員配置基準に県独自の補正配置基準を設けて、小学校1・2年生の30人学級の実施、小学校6学級の学校に</p>

教員を1人増やすなどの取り組みがされています。現時点においては小学校に既定されており、今後中学校、高等学校においては検討されるとされていますが、小学校と同様な制度となることが期待される所であり、将来的には30人学級への更なる実現を希望されるものです。子どもたちへのきめ細かな指導を行う観点からも教職員定数改善と更なる少人数学級の導入の必要性があると思われまます。

次に、陳情の2点目は、複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすることです。現在の学級編制基準は、小学校では引き続く、2の学年の児童で編制する学級、複式学級は16人以下、ただし、1年生を含む場合は8人となっており、中学校は8人以下が、複式学級になるようです。本町も小学校6校中4校が複式で、うち3校は完全複式となっている現状です。本県では令和2年度、全小学校495校中、複式学級がある学校が188校で、38%を占めているようです。へき地・小規模校ならではの特性、よさを積極的に生かした特色ある教育活動を推進し、複式学級の指導のあり方や各教科などの授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、本町では独自の対策として複式支援員を各校に1名、計4名を配置しているところです。小規模校教育の振興には努力しているものの、複式学級の解消に向けた適切な措置を講じていく必要があります。

陳情の3点目は、鹿児島県で実施されている、かごしまっ子すくすくプランなど、国の標準を下回る、学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減を行わないことです。県では、かごしまっ子すくすくプランにより、小学校1・2年生の児童数が36人の学校には常勤職員が配置され、すでに30人学級が実施されています。また、公立小・中教育補正配置基準に基づく加配教員が、本町では4校に6名が配置されています。県全体では少人数指導、専科指導で326校に647人、児童生徒支援で120校に133人、SET、小学校英語専科で41校、小学校専科家庭科で129校に加配として配置されています。本町では、小学校においても専科による授業に取り組んでいるところであり、今後も継続して配置が望まれるところです。

陳情の4点目は、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることです。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹、機会均等、水準確保、無償制度を国が責任を持って支える制度であり、義務教育諸学校の設置者である地方公共団体に対し、教育の機会均衡を図る目的から、国が義務教育諸経費の一部を負担するものです。義務教育費国庫負担制度は、昭和28年義務教育費国庫負担法の制定以来、軽微な変更はされたものの平成17年までは2分の1の国庫負担でしたが、平成18年に3分の1に変更されました。教育の機

	<p>会均等と教育水準の維持向上は、教育の根幹にかかわることで、十分な財源が望まれるものです。</p> <p>委員から、SET 小学校英語専科について詳しく説明願いたいとの質疑に、中学校の英語の免許を持つ教員で大根占小学校に配置されており、町内6小学校の5・6年生の英語を担当している。あわせて、ALTも一緒に指導している。昨年度、地域おこし協力隊で英語を教えていた方がいたが、加配教員とは別の活動なのかとの質疑に、そのとおりである。教員の免許は持っていなかったが、国際的な交流があることなどのスキルを考慮し採用したが、諸般の事情から1年で退職した。1年間の活動については、各学校から高い評価を受けており、本年度もぜひお願いしたいとのことから、本年度は会計年度職員を採用し活動してもらっている。今後も継続的な採用を望んでいるところである。などが出されました。</p> <p>以上のようなことから、当陳情書は理解できるものであり、採択すべきものと意見の一致を見たところです。なお、この陳情に対する討論はありませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定しました。以上、報告を終わります。</p>
	(厚ヶ瀬文教産業常任委員長、降壇)
笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、陳情書第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を、委員長の報告どおり、決定することにご異議ございませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	異議なしと認めます。したがって、陳情書第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	日程第2 議案第32号
笹原議長	日程第2、議案第32号、令和3年度錦江町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について、議案提案理由の説明を求めます。木場町長。

木場町長	はい。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 32 号、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額が 920 万 6 千円の増額で、累計は 65 億 7,002 万 1 千円となりました。歳出につきましては、新型コロナウイルス対策費における事業継続緊急支援金給付事業補助金 900 万円、並びに学校用タブレットリース料 20 万 6 千円の増額を行うものであります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 900 万円、並びに不足する財源 20 万 6 千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(木場町長、降壇)
笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 32 号、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 32 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 3 議案第 33 号
笹原議長	日程第 3、議案第 33 号、錦江町小災害り災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、議案提案理由の説明を求めます。木場町長。
木場町長	はい。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 33 号、錦江町小災害り災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。同議案につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行により、避難勧告、避難指示を一本化し、従来の方の段階から、避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直す改正がなされたため、本条例案を提案するものであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

	(木場町長、降壇)
笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
6 番 染川議員	はい、6 番。
笹原議長	はい、6 番染川君。
6 番 染川議員	この条例に関して反対というわけではないんですけれども、賛成なんですけど、避難勧告、避難指示を一本化して行うというようなふうに変更されたわけなんですけど、避難指示の出すタイミングというのは非常に難しいと思うんですが、気象庁気象台の予報をいろいろと検討しながら、また、本町での災害が予測される予報というのを、いろいろ検討しながら避難指示を早め早めに出すというようなタイミングであろうかと思えます。そういう中で、昨年の 10 号台風で、避難所の開設がなかなか出されなかったということで、それぞれの自治会の自治会長さん方も、自治会内の高齢者を含めた、障害者も含めて避難を家族も含めた、家族以外の方々も、協力しながら避難をしてもらうというような方法をとるのに、避難所開設がなかなかそのどのタイミングで出すのか、なかなか出されなかったということで非常に難儀されたんですけれども、早め早めに避難所開設だけは、それぞれの気象庁などの予報を見ながら、避難所開設だけは、今度の台風とかそういう災害の恐れのある情報を速やかにキャッチして、避難所開設だけはしておく。事故とか災害を未然に防ぐためにも、早くその避難をしてもらったほうがいいわけなんですけど、そのタイミングも難しいと思うんですが、できる限り、早めに避難所開設をしていただきたい。そうでなければ、もう雨が強くなったり風が強くなったりすれば、なかなかその避難も難しいというような状況も出てまいりますので、そういうことも含めて早く開設してもらいたいと思えますけれども、いかがでしょうか。
木場町長	はい。
笹原議長	木場町長。
木場町長	昨年の台風に関する件につきましては、以前に質問もいただいており、回答もしたところであります。結果からすると、避難所を開設するタイミングが少し遅かったのではないかっていうこともご指摘されまして、庁舎内でもそのことについて反省をしております。今おっしゃるとおり、今回の法律改正に従いまして、国のほうからも、避難指示避難勧告、その指示等を出すのには、勇気を持って、空振りっていうのがどういうことなのかわかりませんが、そういうのを恐れなくて、早目に出しなさいというような国からの指針もありますので、おっしゃるとおり、避難所開設、各種指示等については、情報収集して早めに対応していきたいと思えます。

笹原議長	他に質疑はありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 33 号、錦江町小災害り災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 33 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号錦江町小災害り災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 4 議案第 34 号
笹原議長	日程第 4、議案第 34 号、錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び錦江町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
木場町長	はい。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 34 号、錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び錦江町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。同議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正番号利用法が令和 3 年 9 月 1 日に施行されることにより、当該条例で参照している法律条項に項ずれ等が発生するため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)

笹原議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 34 号、錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び錦江町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号、錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び錦江町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 5 議員の派遣について
笹原議長	<p>日程第 5、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。</p>
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。</p>
	日程第 6 委員会の閉会中の特定事件の調査について
笹原議長	<p>日程第 6、委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。</p>
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	<p>なしと認めます。したがって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
	日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
笹原議長	<p>日程第 7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p>
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ここで、追加日程文書配布のためしばらく休憩します。</p>

	休憩 10:29 再開 10:30
笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。ただいま、文教産業常任委員長により、発委第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。
	追加日程第1 発委第2号
笹原議長	追加日程第1、発委第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。お諮りします。本件は陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	異議なしと認めます。したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発委第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関するかかわる意見書についてを採決します。お諮りします。発委第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(なしと呼ぶ者あり)
笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書については、原案のとおり可決されました。 ここで、町長の発言の申し出があります。これを許します。木場町長。
木場町長	はい。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議長より発言の許可をいただきましたので、ここで、肝付町、南大隅町、本町、3町協働によります、ゼロカーボンシティの共同宣言につきまして、

	<p>配付しました宣言書を読み上げて、事業の趣旨説明及び本町の参加表明に替えさせていただきます。</p> <p>近年、温室効果ガス排出量の増加により、世界的に猛暑や豪雨など、地球温暖化が原因と見られる異常気象により災害が増加しております。今後、さらなる頻発化、激甚化が懸念されており、環境に対する社会の意識や関心が高まる中で、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇の幅を2℃未満とする目標が、国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表された国連の気象変動に関する政府間パネルの特別報告書においては、基本上昇を2℃より、リスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量を、ゼロにすることが必要とされております。こうした目標の達成に向け、2020年には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す政府方針が示されました。肝付町、南大隅町、錦江町では、公共交通を地域の共通課題として掲げ、広域連携による施策を展開するほか、これまでさまざまな分野における広域連携の取り組みを推進してきました。今後、2050年に向けて3町が連携し、地球温暖化対策に取り組むことで相乗効果を生み、脱炭素社会の構築に向けて、加速、強化を図ることができるとともに、これまでの経験と各自治体の特性を生かしたゼロカーボンシティの実現と地域の活性化につながる取り組みが期待されています。</p> <p>このことから、肝付町、南大隅町、錦江町の3町は、国際社会の一員として、地域内の住民や事業者などと協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを、共同で宣言いたします。令和3年6月23日、錦江町長木場一昭。以上であります。</p>
	(木場町長、降壇)
笹原議長	これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第2回錦江町議会定例会を閉会します。
	10 : 36 散会